

宜野湾市例規集データベースシステム管理等業務委託
仕 様 書

平成29年 9 月

宜野湾市総務部総務課

1 目的

この仕様書は、宜野湾市例規集データベースシステム(以下「システム」という。)の構築、維持管理等の業務委託に関する仕様を定めるものとする。

2 業務委託の主な内容

- (1) システムの構築、提供、維持管理、サポート及び保守
- (2) 例規集外部公開用データ(HTML版)の作成及び更新
- (3) 宜野湾市例規集(以下「市例規集」という。)及びシステムで使用するデータ(以下「システム用データ」という。)の作成及び更新

3 委託期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 例規の検索、閲覧、更新等システム導入の際の内容

- (1) 契約締結日時点で、本市が保有する宜野湾市例規集データ(HTML形式)の制定改廃内容が反映されていること。(例規間及び現行法令へのリンクも含む。)また、システム構築以降の制度改廃データ更新については、委託業者の責任において、確実に実施すること。
(平成29年3月31日時点、掲載例規の件数は現行例規987件、廃止例規175件、過去原議2092件、3月31日以降については今後更新予定)
- (2) システム構築の際に必要なとする例規資料は、データ(当該文字情報をワードファイルに貼りつけたもの)又は紙で提供する。その際、費用が発生する場合は、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 例規データの更新は、年4回以上、市議会定例会の閉会後に行うこと。その際、本市が提供する原議についてもシステムに登載すること。また、更新データの作成及び更新は、本紙が原議を提供してから原則40日以内に行うこと。
(更新データ 年間約200件)

5 システムの基本的な仕様

システム全般の基本要件は次のとおりとする。

- (1) 委託業者にて管理するデータセンター設置サーバ機上にて運用するものとし、L
G
W
A
N環境での接続方式によりサービス提供できる構成とする。ただし、L
G
W
A
N環境でのレスポンスの不安などを考慮し、委託業者は次の点に対応すること。
ア L
G
W
A
N環境において、システムのレスポンスが悪いなどの現象が見られる際には、原因の調査及び現象の改善に向けた作業に協力すること。
イ アの結果、システムのサーバを庁舎内に設置するなど、他の方式に切り替える必要性が生じた場合でも、これに対応できるシステムとすること。
ウ イの対応を行う場合は、本市と委託業者とで別途協議を行うので、誠意をもってこれに応じること。

- (2) システムは、本市のイントラネット経由でL G W A Nに接続している全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧・例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムであること。

【動作環境】

OS	Windows 7（32ビット版）以降のバージョン
Webブラウザ	Microsoft Internet Explorer 8以降のバージョン
主なアプリケーションソフト	Microsoft Office 2010 以降のバージョン Adobe Acrobat Reader

- (3) システムへのアクセスは、IP 認証等により本市の職員に制限すること。
 (4) システムは全ての職員が自由に使用できるものとする。ただし、法令検索システム及び判例検索システムは、使用 ID 数を5とする。

6 各システムの構成

システムは次に掲げるもので構成されるものとする。

(1) 例規検索システム

例規検索システムは、次の機能を有するものとする。

ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別、番号、所管課から検索できる機能

イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を検索できる機能

ウ 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別から原議を検索できる機能

原議から改正対象の例規を一覧で表示し、例規本文を表示できる機能

エ 未施行例規表示機能

公布後施行前の例規条文をとけ込ませて閲覧できる機能

オ 過去履歴表示機能

過去履歴について閲覧ができ、また、改正沿革と改正原義がリンク付けされ閲覧、出力できる機能（本市がデータベースで保有している資料を対象とする。）

カ 引用条文リンク機能

例規及び法令の引用箇所が、条項号単位でリンクする機能

キ 出力機能

例規全文、選択した条項号、様式、別表等を出力できる機能

ク 新旧対照表出力機能

新旧対照表形式で出力する機能

(2) 例規起案・審査システム

例規起案・審査システムは、次の機能を有するものとする。

ア 改正案の編集支援機能

現行条文上での見え消し形式による改正案の編集ができ、改正案の作業がスムーズにできるよう必要な入力支援機能を有するもの

イ 改正文作成機能

アをもとに、改正文を自動生成する機能

ウ 新旧対照表自動生成機能

アをもとに、新旧対照表を生成する機能

エ 原議生成機能

原議を自動生成する機能

オ 点検・審査機能

条文構造、原議構造、日本語表記、形式事項、引用条文等について、点検・審査ができる機能

カ 溶け込ませ審査機能

改正案を溶け込ませた後の条文をシステム上でシミュレーション表示できる機能

キ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定データをシステムに取込み、システム上で編集、審査等ができる機能

(3) 法令検索システム

法令検索システムは、次の要件を満たすものとする。

ア 引用法令リンク機能

表示された例規条文に引用されている法令の当該条文にリンクできること。

イ 引用法令検索機能

題名、用語、法律及び政・府・省令・告示の種別、法令番号、年月日から検索できる機能

ウ 法令の制定、改廃に伴い、法令データが適宜更新されていること。

(4) 判例検索システム

判例検索システムは、次の要件を満たすものとする。

ア 公式判例集、判例雑誌等に掲載された判例を検索及び閲覧できること。

イ 用語、裁判年月日、裁判所、事件番号等から検索できる機能を有すること。

ウ 適宜、判例データが更新されていること。

(5) 法令改廃情報提供システム

法令改廃情報提供システムは、次の要件を満たすものとする。

ア 法令の制定改廃情報を速やかに提供できること。

イ 法令の制定改廃に伴う標準的な例規整備についての情報を提供できること。

ウ 法令の制定改廃に伴う本市の例規整備の必要な部分等を特定し、その情報が提供できること。

(6) 例規管理

ア ユーザ情報や所管情報を管理できること。

イ 条文出力、新旧対照表出力の体裁設定ができること。

7 例規集外部公開用データの仕様

例規集外部公開用データは、次の掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 宜野湾市ホームページを介し、宜野湾市例規集の閲覧ができ、全文及び様式がダウンロードできること。
- (2) 目次、用語、体系、五十音、年月日等から検索できる機能を持つこと。
- (3) システムデータの更新と同時点で公開データも更新すること。

8 宜野湾市例規集の仕様

宜野湾市例規集の仕様は次のとおりとする。

- (1) 宜野湾市例規集は加除式（A 5判バインダー式、横通し組）とし、使用しやすい厚さに分冊すること。
※平成 29 年 3 月 31 日現在宜野湾市例規集ページ数
第 1 巻 約 1,600 ページ、第 2 巻 約 1,750 ページ
- (2) 例規集の発行部数は、初期納品及び追録共に 68 セットとする。
- (3) 加除作業は、委託業者の責任において、確実に実施することとし、年 4 回以上は行うものとする。
- (4) 掲載する例規については、総務部総務課が指定するものとする。

9 保管用例規検索システム（CD-ROM版）の作成

保管用例規検索システム（CD-ROM版）は、次の掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 庁舎、災害時、その他のインターネット未接続環境にある PC でも利用できるよう保管用としての例規検索システムを CD-ROM で作成し、提供すること。
- (2) CD-ROM の作成及び更新は、追録の作成と同時に行うこと。
- (3) CD-ROM は、1 回あたり 10 枚作成するものとし、年 4 回以上作成すること。

10 システム操作のサポートに関する仕様

システム操作のサポートに関する仕様は、次に掲げるとおりとする。

- (1) システムは、常に正常な状態で動作する環境を保持するものとし、運用中に障害等が発生した場合は、直ちに本市への報告を行い、迅速な復旧が可能となるよう措置を講ずるとともに、その原因を把握して再発の防止に努めること。
- (2) システムは常に最新の機能を提供できるよう、適宜バージョンアップを行うこと。また、バージョンアップは原則として無償とすること。
- (3) システムの操作支援のため、本市職員からの質問、相談等に即日に対応できる体制であること。
- (4) システムの操作方法について、職員に対する操作説明会を定期的で開催（年 1 回以上）し、紙媒体及び電子媒体の操作マニュアルを提供すること。

11 システム保守に関する仕様

システム保守に関する仕様は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) バックアップデータの保管管理や障害発生に備えた危機の冗長化対策によるデータの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウイルスチェックソフトの導入により、既知のウイルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

12 法制執務支援サービスに関する仕様

法制執務支援サービスに関する仕様は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法制執務相談
例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し、日常生活の疑義の照会や相談について迅速に対応すること。
- (2) 先行事例提供
例規の制定等をする際の参考事例事項として、他の自治体等にその先行事例等がある場合には、これらを提供すること。

13 納入時期

平成 30 年 4 月 1 日までに、すべて納入すること。ただし、本稼働前にシステム及びデータ環境の検証を行う必要があるため、平成 30 年 2 月末日までに実環境を提供すること。また、システム本稼働前に職員に対する操作説明会を行うこと（平成 30 年 2 月予定）。

14 経費見積について

- (1) 本仕様書に示されている内容全てを対象とし、本稼働に至るまでの費用を全て含んだ見積りとする。
- (2) 見積書は税込み表示とし、総経費及び単年度当たりの価格について明記すること。また、項目ごとの内訳金額を明記し作成すること。
- (3) 保守については、日常保守、ハードウェア保守、ソフトウェア保守、Q&Aサポート、障害時サポート等安定稼働に常時必要とされる保守内容の見積額は(1)に含まれるものとする。

15 仕様書の疑義について

- (1) 本仕様書に指定され、又は指示された事項に疑義が生じた場合は、直ちにその理由変更内容を申し出て、宜野湾市と受託者で別途協議のうえ、決定する。
- (2) 本仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は、速やかに宜野湾市に連絡のうえ、指示を受けて、受託者の責任において施行するものとする。